

釜石市職員の
安全な車両運行のための
行動指針

令和2年1月

釜石市

目次

I 市長メッセージ ～安全な車両運行の確立へ～

II 安全な車両運行のため取組みについて

III 行動指針の基本的な考え方

IV 具体的な行動指針

1 職員自らの取組

2 各職場での取組

(1) 日常の意識啓発

(2) 飲酒時の具体的取組

(3) 家族や同僚等の協力

3 全庁的な取組

(1) 注意喚起

(2) 研修の実施

(3) 管理監督職員の役割

(4) 地域での啓発

V 交通事故・交通違反を起こしたら

1 公用車で交通事故を起こしたら

(1) 損害賠償が発生する場合

(2) 損害賠償がない場合

2 私用車で交通事故を起こしたら

(1) 損害賠償が発生する場合、相手がある事故の場合

(2) 損害賠償がない場合

3 交通違反を起こしたら

VI 参考資料

- ・交通違反の点数一覧表
- ・道路交通法違反関係職員の懲戒処分等に関する基準
- ・公用車事故報告書
- ・運転手の約束
- ・アルコールが体内から抜ける時間

I 市長メッセージ ～安全な車両運行の確立へ～

令和元年 12 月 28 日に、職員が酒気帯び運転を行う事案が発生しました。この不祥事は、私自身、痛恨の極みであり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

ラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催を成功させ、東日本大震災からの復旧・復興を遂げようと邁進する釜石市から、これまで全世界から頂戴したご支援へ感謝を届ける、小さな街が大きな挑戦を成し遂げた達成感を、新たなまちづくりのエネルギーに変え、新年を迎えようとした矢先の出来事でした。

交通安全については再三再四にわたり注意喚起を行ってきたところですし、飲酒運転の撲滅に向け、職場を挙げてその誓いを立てる署名活動もしていたにもかかわらず、職員が酒気帯び運転に及ぶ事態となり、職員全体として本気で受け止めていたのか、管理職は本気で職員を指導していたのか、組織として形式的な取扱いにしかなくなっていたのではないかと、今こそ問い直さなければなりません。

自動車は生活を豊かにし、仕事を効率的に行う便利な道具ですが、使い方を誤れば、人の命を奪う凶器となります。地方公務員は、全体の奉仕者として市民のために全力を尽くすことが求められていますが、交通事故は市の信用を著しく失墜し、ひいては市政運営に大きな支障をもたらします。さらに事故を起こした本人は重大な結果責任を負い、職場の同僚、大切な家族を悲しませることとなります。飲酒運転となればなおのこと言語道断です。

今回の不祥事を契機とし、車両を安全に運行する決意を示し、着実かつ継続して行動するための具体的な指針を策定しました。職員一人一人の自覚と行動で、市民の皆様の信頼を取り戻し、釜石市のさらなる発展に向けて、一致団結して頑張っていく組織であるよう、この指針が常に徹底されることを全職員に求めます。

令和 2 年 1 月

釜石市長 野田 武 則

Ⅱ 安全な車両運行のため取り組みについて

釜石市では、職員に交通法規の遵守を徹底させるため、平成 21 年 6 月の道路交通法の改正による飲酒運転の厳罰化に伴い、同年 8 月に「道路交通法違反関係職員の懲戒処分等に関する基準」を改正し、交通法規違反に対する処分の厳正化を行いました。

また、平成 30 年度から「車両運行安全対策研修」を実施するとともに、冬期間は市外出張を資産管理課運転手による相乗り運行とするなど、日常的に交通の安全を確保し、意識を高めるための対策を講じてきました。

このような中で、職員の酒気帯び運転という、あってはならない事態が発生しました。このような不祥事の発生は、市政全体に対する市民の信用を失墜させるとともに、日々真摯に職務と向き合っている大多数の職員の士気にも大きな影響を与えます。

特に飲酒運転に関しては、平成 18 年 8 月に、福岡市職員の飲酒運転により、3 人の若い命が奪われるという悲惨な事故が発生して以来、全国的に地域や職場で様々な飲酒運転撲滅の取り組みが行われるようになり、社会的に飲酒運転に対する厳しい目が向けられています。

交通ルールを守るのは、他の誰でもなく「自分」です。誰かに頼むものでもなく、誰かに頼まれて行うものでもなく、職員一人一人が、自発的に、かつ着実に、行動しなければならないのです。そうでなければ、市民からの信頼を取り戻すことはできません。

このため、職員一人一人が交通安全を誓い、それを実行するための道標として、「釜石市職員の安全な車両運行のための行動指針」を取りまとめました。

職員一人一人が、これを自らのものとしてしっかり受け止め、着実に取り組んでいくとともに、この行動指針が一過性のものにならないよう、必要に応じて見直しを行い、継続した取り組みにしていかなければなりません。

Ⅲ 行動指針の基本的な考え方

平成 27 年 9 月に策定した「釜石市人材育成計画」では、私たち釜石市職員の「信条・行動基準」が定められています。このうち、「市民の安全と生活の安心を先んじて考え行動する」という信条には、3 つの行動基準が示されています。

「市民の視点に立ち、行動する」

「市民生活の向上に貢献できる専門性を自ら磨く」

「危機管理の意識を共有し、行動する」

この職員としての基本的な心構えを再度認識して、職場から交通事故や交通違反を出さないという強い意志のもと、具体的な行動を実践するための基本的な考え方を次のとおりとします。

- (1) 職員は、交通安全を啓発する立場であることを常に自覚し、行動する。
- (2) 職場から交通事故を出さないよう、各職場で交通安全のために必要なことを学びあい、行動する。
- (3) 交通事故防止に向け、全庁的に継続して取組み、地域に発信する。

行動指針の基本的な考え方

職員自ら
行動する

各職場で
行動する

全庁的に
取り組む

IV 具体的な行動指針

1 職員自らの取組

職員は、交通安全を啓発する立場であることを常に自覚し、行動する。

- 休日や勤務外であっても、釜石市職員であることを常に自覚し、行動する。
- 睡眠時間を十分にとり、健康状態に不安のあるときは運転しない。
- 車間距離をとる、横断歩道は歩行者優先、一時停止は「1・2・3」と声に出す、常に心にゆとりをもって運転すること。
- 一口でも飲酒したら、絶対に運転はしない、同席者にも絶対させない。
- 深酒はしない。二日酔いになるまで飲まない。
- 自宅外で飲酒する場合は、帰宅時間を決めておく。
- 飲酒運転についての正しい知識を持つ。「アルコールが体内から抜ける時間」を活用して自己管理に努める。

2 各職場での取組

職場から交通事故を出さないよう、各職場で交通安全のために必要なことを学びあい、行動する。

(1) 日常の意識啓発

- 日頃から、職場の朝礼などで安全運転の注意喚起を徹底する。
- 「運転手の約束」を職場内に掲示し、日々、職員の意識を高める。
- 駐車場での車庫入れでは、同乗者は必ず誘導する。運転手は窓を開け、誘導の音が聞こえるようにする。

(2) 飲酒時の具体的取組

- 酒席に参加する日は、公共交通機関で出勤する。車を運転して出勤しない。
- 酒席の始まりと終わりには、必ず全員で「飲酒運転をしない、させない、許さない」と唱和する。
- 深酒しないよう、あらかじめ終了時間を決めておく。
- 酒席が終わったら、お互いに帰宅方法を確認しあうこと。
- 酒席に参加した者のうちいずれかの者は、全員が帰路についてを確認してから帰宅すること。

(3) 家族や同僚の協力

- 酒席の日は、出勤と帰宅の送迎を家族にお願いする。
- 通勤方法が車以外に確保できない職員は、酒席の当日か翌日に同乗させてもらえる同僚にお願いする。

3 全庁的な取組

交通事故防止に向け、全庁的に継続して取組み、地域に発信する。

(1) 注意喚起

- 市長は、安全運転の徹底、職員の綱紀粛正について、節目で訓示する。
- 全公用車にドライブレコーダーを設置する。
- 運転手控室にアルコールチェッカーを設置し、常に運転前にチェックできるようにする。

(2) 研修の実施

- 警察や保険会社の協力を得て、事故を起こさないように啓発する研修等を実施する。
- 適切な飲酒方法や、飲酒量とアルコール分解時間等、飲酒に伴う身体への影響を学ぶため、アルコールに関する研修等を実施する。

(3) 管理監督職員の役割

- 管理職・監督職は、日頃から職員の健康、飲酒、運転の傾向等を把握し、必要に応じて職員に助言する。

(4) 地域での啓発

- 地域活動にも酒席を伴うものもあるが、地域でもこの指針に基づき行動し、適正な飲酒に取り組んでいることを伝え、飲酒運転撲滅の必要性を周知する。

V 交通事故・交通違反を起こしたら

交通事故を起こしてしまったらどうすればよいか、交通違反をしてしまったら、どのような手続きを行わなければならないかをまとめました。

1 公用車で交通事故を起こしたら

(1) 損害賠償が発生する場合

- ① けが人がいれば救護措置をし、救急車を要請する。
- ② 警察及び所属長に連絡し、事故を報告する。その後警察と所属長が現場に到着するまで、現場を離れてはならない。
- ③ 事故の相手又は損害を与えた所有者と連絡先を交換する。
- ④ ③のあと直ちに資産管理課に事故を報告する。
- ⑤ 所属長は、市長、副市長並びに市議会正副議長へ直ちに事故を報告する。
- ⑥ 「公用車事故報告書」を作成し、原本は総務課へ、写しは資産管理課へ提出する。提出の際は所属長とともに持参すること。
- ⑦ 市有物件災害共済会へ提出する事故速報を作成し、資産管理課へ提出する。
- ⑧ 示談成立後、専決処分を行い、直近の市議会に報告する。

(2) 損害賠償がない場合

- ① 所属長に連絡し、事故を報告する。
- ② 接触物の所有者に連絡し、事故の状況を報告し、現場を確認してもらう。
- ③ 所属長とともに所有者に賠償の要否を確認する。賠償を要する場合 (1) ③へ。要しない場合は (1) ⑥へ。

2 私用車で交通事故を起こしたら

(1) 損害賠償が発生する場合、相手がある事故の場合

- ① けが人がいれば救護措置をし、救急車を要請する。
- ② 警察に連絡し、事故を報告する。

- ③ 保険会社に連絡する。
- ④ 事故の相手又は損害を与えた所有者と連絡先を交換する。
- ⑤ 所属長に事故を直ちに報告する。
- ⑥ 「交通事故及び交通違反報告書」を作成し、総務課へ持参し提出する。
- ⑦ 保険会社と協力し事故相手と示談する。

(2) 損害賠償がない場合

- ① 警察に連絡し、事故を報告する。
- ② 接触物の所有者に連絡し、事故の状況を報告し、現場を確認してもらう。
- ③ 保険会社に連絡する。
- ④ 所有者に賠償の要否を確認する。賠償を要する場合は(1)④へ。

3 交通違反を起こしたら

- ① 警察の指導に従う。
- ② 所属長に違反の事実を直ちに報告する。
- ② -1 免許停止又は取り消しとなる違反の場合は、所属長は直ちに総務課長へ報告する。
- ③ 「交通事故及び交通違反報告書」を作成し、総務課へ持参し提出する。公務中の違反である場合は、所属長も同伴する。
- ④ 速やかに反則金を納付する。
- ④ -1 免許停止又は取り消しとなる違反の場合は、検察並びに警察からの通知に従い、指定の日時に出頭し、罰金の納付及び必要な講習があれば受講する。

VI 参考資料

●交通違反の点数一覧表（警視庁ホームページより） ※令和2年1月現在

違反行為別の交通違反の点数の一覧です。酒気帯び運転で当該違反を行った場合は、呼気1リットルあたりのアルコール量により、酒気帯び点数欄の点数となります。

（例）呼気1リットルあたり0.15ミリigramの状態ですべて速度超過45キロの違反をした場合は、16点となります。

違反行為の種別		点数	酒気帯び点数	
			0.25mg/ℓ未満	0.25mg/ℓ以上
酒酔い運転		35		
麻薬等運転		35		
共同危険行為等禁止違反		25		
無免許運転		25	25	25
大型自動車等無資格運転		12	19	25
仮免許運転違反		12	19	25
酒気帯び運転	0.25mg/ℓ以上	25		
	0.25mg/ℓ未満	13		
過労運転等		25		
無車検運行		6	16	25
無保険運行		6	16	25
速度超過	50km/h以上	12	19	25
	30km/h（高速40km/h）以上 50km/h未満	6	16	25
	25km/h以上30km/h（高速 40km/h）未満	3	15	25
	20km/h以上25km/h未満	2	14	25
	20km/h未満	1	14	25

積載物 重量制限超過	大型等 10 割以上	6	16	25
	大型等 5 割以上 10 割未満	3	15	25
	普通等 10 割以上	3	15	25
	大型等 5 割未満	2	14	25
	普通等 5 割以上 10 割未満	2	14	25
	普通等 5 割未満	1	14	25
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	3		
	駐車禁止場所等	2		
保管場所法違反	道路使用	3		
	長時間駐車	2		
警察官現場指示違反		2	14	25
警察官通行禁止制限違反		2	14	25
信号無視	赤色等	2	14	25
	点滅	2	14	25
通行禁止違反		2	14	25
歩行者用道路徐行違反		2	14	25
通行区分違反		2	14	25
歩行者側方安全間隔不保持等		2	14	25
急ブレーキ禁止違反		2	14	25
法定横断等禁止違反		2	14	25
追越し違反		2	14	25
路面電車後方不停止		2	14	25
踏切不停止等		2	14	25
遮断踏切立入り		2	14	25
優先道路通行車妨害等		2	14	25
交差点安全進行義務違反		2	14	25
横断歩行者等妨害等		2	14	25
徐行場所違反		2	14	25
指定場所一時不停止等		2	14	25

駐停車違反	駐停車禁止場所等	2	14	25
	駐車禁止場所等	1	14	25
整備不良	制動装置等	2	14	25
	尾灯等	1	14	25
安全運転義務違反		2	14	25
幼児等通行妨害		2	14	25
安全地帯徐行違反		2	14	25
騒音運転等		2	14	25
携帯電話使用等（交通の危険）		6	16	25
携帯電話使用等（保持）		3	15	25
消音器不備		2	14	25
高速自動車国道等措置命令違反		2	14	25
本線車道横断等禁止違反		2	14	25
高速自動車国道等運転者遵守事項違反		2	14	25
高速自動車国道等車間距離不保持		2	14	25
車間距離不保持		1	14	25
免許条件違反		2	14	25
番号標表示義務違反		2	14	25
混雑緩和措置命令違反		1	14	25
通行許可条件違反		1	14	25
通行帯違反		1	14	25
路線バス等優先通行帯違反		1	14	25
軌道敷内違反		1	14	25
道路外出右左折方法違反		1	14	25
道路外出右左折合凶車妨害		1	14	25
指定横断等禁止違反		1	14	25
進路変更禁止違反		1	14	25
追い付かれた車両の義務違反		1	14	25
乗合自動車発進妨害		1	14	25

割込み等	1	14	25
交差点右左折方法違反	1	14	25
交差点右左折等合凶車妨害	1	14	25
指定通行区分違反	1	14	25
交差点優先車妨害	1	14	25
緊急車妨害等	1	14	25
交差点等進入禁止違反	1	14	25
無灯火	1	14	25
減光等義務違反	1	14	25
合凶不履行	1	14	25
合凶制限違反	1	14	25
警音器吹鳴義務違反	1	14	25
乗車積載方法違反	1	14	25
定員外乗車	1	14	25
積載物大きさ制限超過	1	14	25
積載方法制限超過	1	14	25
制限外許可条件違反	1	14	25
牽引違反	1	14	25
原付牽引違反	1	14	25
転落等防止措置義務違反	1	14	25
転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	25
安全不確認ドア開放等	1	14	25
停止措置義務違反	1	14	25
初心運転者等保護義務違反	1	14	25
座席ベルト装着義務違反	1	14	25
幼児用補助装置使用義務違反	1	14	25
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14	25
大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14	25
初心運転者標識表示義務違反	1	14	25

最低速度違反	1	14	25
本線車道通行車妨害	1	14	25
本線車道緊急車妨害	1	14	25
本線車道出入方法違反	1	14	25
牽引自動車本線車道通行帯違反	1	14	25
故障車両表示義務違反	1	14	25
仮免許練習標識表示義務違反	1	14	25

●道路交通法違反関係職員の懲戒処分等に関する基準

道路交通法違反関係職員の懲戒処分等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をした職員等に対する懲戒処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「懲戒処分等」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定による懲戒処分として行う戒告、減給、停職及び免職並びに口頭注意及び訓告をいう。

2 この基準において「口頭注意」とは、職員が再び違反行為をすることのないよう所属長が口頭により注意する行為をいう。

3 この基準において「訓告」とは、職員が再び違反行為をすることのないようその将来を戒めるために行う行為で、訓告書を交付して行うものをいう。

(懲戒処分等の種類)

第3条 懲戒処分等の種類は、職員の違反行為に係る違反点数に応じ、次の表に定めるところによる。

違反点数	懲戒処分等の種類	
4点以下	口頭注意	
5点	訓告	
6点～8点	戒告	
9点～14点	減給	9点：1月 10点：2月 11点：3月 12点：4月 13点：5月 14点：6月
15点～24点	停職	15, 16点：1月 17, 18点：2月 19, 20点：3月 21, 22点：4月 23点：5月 24点：6月

25点以上	免職
-------	----

(違反点数)

第4条 前条の違反点数は、職員の違反行為に応じて付した基礎点数から軽減点数を減じた点数とする。

(基礎点数)

第5条 基礎点数は、職員の違反行為に応じて付した道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2（以下「政令別表第2」という。）に規定する基礎点数及び付加点数の合計とする。

2 基礎点数は、違反行為があった日（以下「違反日」という。）以後1年以内における違反行為に係る政令別表第2に規定する基礎点数及び付加点数の合計とする。ただし、第3条の規定により懲戒処分等（口頭注意及び訓告を除く。）を行ったときは、当該懲戒処分等に係る違反日までにした違反行為に係る基礎点数は、同日後の違反行為に係る基礎点数には、加算しない。

(軽減点数)

第6条 軽減点数は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に掲げる点数以内の点数で、市長がその都度定めるものとし、それぞれの事由に応じた点数を軽減するものとする。

(1) 被害者に重過失があるとき 4点

(2) 被害者に過失があるとき 2点

(関係職員等の懲戒処分等)

第7条 違反行為をした職員以外の職員（以下「関係職員等」という。）に責任があると認められるときは、次の基準により懲戒処分等を行う。

(1) 所属長及び関係上司に対する懲戒処分等については、別に定める基準による。

(2) 運転者（職員以外の者を含む。以下同じ。）が飲酒したことを知りながら当該運転者が運転する自動車等に同乗した職員又は飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供した職員（以下「同乗者等」という。）に対する懲戒処分等については、次の表の運転者の欄に掲げる懲戒処分等に応じ、同表の同乗者等の欄に掲げる懲戒処分等とする。

運転者	同乗者等
減給5月～6月	減給2月～3月
停職1月～3月	減給4月～6月
停職4月～6月	停職1月～3月
免職	停職4月～6月

(3) 飲酒をした職員に対し、自動車等を運転するよう指示し、又は命令した場合そ

の他の特に悪質な行為をした職員に対する懲戒処分等については、当該飲酒運転をした職員と同様の懲戒処分等とする。

- (4) 前3号に定めるもののほか、関係職員等に対する懲戒処分等については、その責任の程度、運転者に対する懲戒処分等その他の事情を考慮して行うものとする。

(報告)

第8条 交通事故又は違反行為をした職員は、交通事故及び交通違反報告書（別記様式。以下この条において「報告書」という。）を速やかに所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の報告書の提出があったときは、当該報告書に意見を付して所属する部長を経由し、総務企画部長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この基準により難いものの取扱いについては、その都度別に定める。

附 則

この基準は、平成21年8月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

交通事故及び交通違反報告書

公用 私用

市長	副市長	総務企画部長	総務課長	総務課長補佐	職員係長	整理 番号		所属部長
所属（係まで）				事故・違反の発生日 年 月 日 時 分頃				
職名				事故・違反の場所				
氏名 年 月 日生				事故・違反の種別 事故（人身・物損）・違反				
住所				違反点数（道路交通法施行令別表第2） 点				
職員の 状況	負傷の程度							
	物損の程度							
相手方 の状況	氏名			年齢 歳		職業		
	住所					電話番号		
	負傷の程度							
	物損の程度							
事故・違反の状況及び原因								
事故・違反の発生後の処置								
<p>以上のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p>								

	職氏名	印
所属長の意見		
	職氏名	印

備考

- 1 この報告書の作成時において「事故・違反の種別」又は「違反点数」が確定していない場合は、当該欄は空欄とする。
- 2 所属長の意見の欄は、加重点数及び軽減点数に対する意見並びに今後の対応方針等を記載する。
- 3 事故の場合は、この報告書以外に事故の状況図を添付する。

● 公用車事故報告書（釜石市公用車運行管理規程様式第5号）

様式第5号(第15条関係)

第 号
年 月 日

殿

所属長 職 氏 名 印

公 用 車 事 故 報 告 書

担当課処理欄						
(1) 事故の種別		<input type="checkbox"/> 加害 <input type="checkbox"/> 衝突 <input type="checkbox"/> 接触 <input type="checkbox"/> 横転 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 物件破損 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 被害 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 追突 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 建物以外 <input type="checkbox"/> 転倒				
(2) 事故発生日時		年 月 日 午 前後 時 分	(3) 天 候	<input type="checkbox"/> 晴 <input type="checkbox"/> 曇 <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 雪 <input type="checkbox"/> 霧 <input type="checkbox"/> 暴風又は暴風雨 <input type="checkbox"/> その他		
(4) 事故発生場所		(5) 道 路 名		線		
事故 の当 事者	職 員	(6) 所 属	(7) 職氏名性別及び年齢		男 女(歳)	
		(8) 免 許 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免許外 <input type="checkbox"/> 停止中	(9) 自動車等の種別、車名及び登録番号			
		(10) 実車、空車の別 <input type="checkbox"/> 実車 人 <input type="checkbox"/> 空車	(11) 貨物の種類及び積載量			
	相手側	(12) 氏名性別及び年齢	男 女(歳)	(14) 職業及び住所		
		(15) 勤務先及び代表者名	(16) 住 所 電話番号		(電話番号)	
<input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 汽 車 <input type="checkbox"/> 電 車 <input type="checkbox"/> バ ス <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 諸 車 <input type="checkbox"/> その他	(17) 免 許 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免許外 <input type="checkbox"/> 停止中	(18) 自動車等の種別、社名及び登録番号				
	(19) 契約保険会社名	(20) 保 険 契 約 者				

(21) 事 故 の 概 況		(22) 事故現場の見取図		
(23) 傷害の部位及び 程度	職 員	<input type="checkbox"/> 全治 <input type="checkbox"/> 死亡		日
	相 手 側	<input type="checkbox"/> 全治 <input type="checkbox"/> 死亡		日
(24) 物件破損の程度	職 員	評 価		円
	相 手 側	評 価		円
(25) 事 故 の 原 因				
職員に関する調 (職員が加害者 の場合)	(26) 事故発生前 1週間のか 働状況			
	(27) 事故車両の 運転経歴		(28) 当日の健康状態	
	(29) 運転経路に 対する認識		(30) 過去の車両運行に 係る刑事罰又は行 政罰の有無 有の場合その内容	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
(31) 職員及び所属長 の事故処理状況				
(32) 事故本人等の申 立て	(事故の概況等) 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 本 人 氏 名 Ⓜ 同乗者等 氏 名 Ⓜ			
(33) 備 考				

注1 各欄の記入は、次によること。

- (1) 該当する箇所にレ印をつけるものとし、加害及び被害について不明の場合は、空欄とすること。
- (4) 番地及び地割まで記入すること。
- (5) 国道、県道、市町村道名等を記入すること。
- (8) 免許の有無を記入するものとし、無の場合免許を有しないものか、又は免許停止処分中のものか該当する箇所にレ印をつけること。
- (9) 貨物自動車、普通自動車、軽自動車、自動二輪車等の種別、車名及び登録番号を記入すること。
- (10) 当該車両に運転手以外の使用者及び同乗者がいたかどうかによつて該当する箇所にレ印及び人員を記入すること。
- (11) 貨物自動車等で貨物を積載している場合は、当該貨物の種類及び積載量を記入すること。
- (12) 事故の相手側について、該当する箇所にレ印をつけること。
- (14) 職業は、無職の場合にあつてもその内容(例えば、主婦、学生等)を記入すること。
- (15) (13)は掲げる者の勤務先及び勤務先の代表者氏名を記入するものとし、勤務先のない農業、商店経営等の場合はその旨を、学生、児童等の場合は保護者氏名等を記入すること。
- (16) (15)の住所及び連絡場所を記入すること。
- (17)(18) 相手側が自動車等の場合は、運転者の自動車運転免許の有無、自動車等の種別、車名及び登録番号を記入するものとし、記入要領は、(8)及び(9)の例によること。
- (19) 相手側が自動車等の場合に記入するものとし、当該自動車等が加入している自動車損害賠償保険にあつては契約保険会社名、任意保険に加入している場合にあつては該当任意保険会社名も併せて記入すること。
- (20) (19)の保険契約者名を記入すること。
- (21) 事故の概況を時間的経過に従い詳細に記入するものとし、事故の当時の道路の状況(道路の構造、状態等)、交通量の状態、天候の状況等を報告すること。
- (22) 事故現場を中心に事故地点を×印で表示するとともに当該道路付近の著名建物等を記載し、現場を容易に確認できるように記入すること。
- (23) 傷害の部位、傷病名及び当該傷害の程度を医師の診断により記入すること。
- (24) 物件の破損の具体的内容及び損害評価額を記入すること。
- (25) 運転者(相手側の運転者を含む。)について、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第1備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記入するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記入すること。

- (26) 事故発生前1週間の当該職員のか働状況(時間外勤務を含む。)を各か働日ごとに記入すること。
- (27) 運転業務に専念する職員については、当該運転車両の運転経験年月数を、臨時的に運転業務に従事する職員については事故発生前2箇月間の運転経験日数又は時間を記入すること。
- (28) 当日の職員の健康状態について、運行管理者がどのように判断していたかを記入すること。
- (29) 事故発生の道路の交通状況に対する認識の程度、当該道路を通行する頻度を記入すること。
- (30) 現に保有する運転免許の効力を生じた日から当該事故発生の日までの間における車両運行に係る刑事罰又は行政罰を受けたことがあるかどうか、ある場合は、その内容を記入すること。
- (31) 運転者(使用者及び同乗者がある場合は、その者)の事故概況等を直接当該運転者に記入させることとし、署名押印させること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 公用車使用承認(運転命令)請求票の写し又は公用車運行管理記録簿の写し
- (2) 所轄の警察署長の発行する事故証明書
- (3) 医師の診断書

●運転手の約束

公務上の運転で最も事故の多い市役所駐車場において、事故を未然に防ぎ、安全運転に対する意識を啓発するため、公用車を管理する総務企画部資産管理課職員が作成したものです。

運転手の約束

- ① **飲酒運転**は絶対しないこと（不安がある場合は朝一報告すること）
- ② 一時停止の際は、**3**数えること
- ③ よそ見運転をしないこと
- ④ 運転中の**携帯電話**はしないこと
- ⑤ 運行前後、**車両点検**を行うこと
- ⑥ 自己の**体調管理**を行うこと（体調に不安がある場合は、遠慮なく申し出すること）
- ⑦ **車間距離**を十分にとること（駐停車する場合も）

●アルコールが体内から抜ける時間

一般的なビール約500mlには、純アルコールが20グラム程度含まれています。「純アルコール20グラム=1単位」とすると、この1単位のアルコール量を分解処理するのに約4時間(※)を要すると言われています。当然、飲酒量に比例してアルコールの分解時間が長くなります。

「仮眠すればアルコールが抜ける」との考えは間違いで、むしろ寝ていたほうが起きている場合と比べて、アルコールの分解が遅くなります。

体からアルコールが抜けるまでには長い時間が必要です。翌日に車を運転する予定がある場合は、アルコールの分解時間を考慮し、適度な飲酒量に留めておく心掛けが大切です。

※アルコールの分解能力には個人差があり、更に時間を要する場合があります。



(出典：政府広報オンライン)

